



既存の住宅等で、 簡易宿泊所等の営業を検討している皆様へ



既存の戸建て住宅等の用途を変更し旅館業を営む場合、安全性等の観点から防火対策や避難の設定などの規定が厳しくなります。

これらの規定は建築基準法における用途変更の手続きが不要な場合（用途変更面積※200㎡以下）でも必要とされ、建築基準法に適合させなければなりません。



建築確認申請を要しない用途変更を行い、旅館業許可を申請する場合、建築士による「建築基準適合証明書」の提出をお願いします。

<用途変更となる一例>

- ・一戸建て住宅（古民家など）を旅館や簡易宿所として営業したい
- ・共同住宅や長屋の数部屋を、旅館や簡易宿所として使いたい など

◆ 用途を変更しようとする既存建築物が適法な状態か確認してください

既存の建築物が適法に建築・維持管理されたものでなければ、用途の変更を行うことはできません。

現在の建物が建築基準法に適合しているかは、建築士等の専門家にご相談し、確認してください。

◆ 建築士へご相談ください！

個別具体的な設計内容の検討については、建築士等の専門家へご相談ください。（以下ページから、県内の建築士事務所協会の会員を確認できます。）



大分県建築士事務所協会HP：<http://www.oita-arch.jp/34-2/common/all>